

兵庫県・神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市の 令和7年度事業方針

関係行政の本年度産業廃棄物関連の事業概要は次のとおりです。

[西宮市]

1 排出事業者への指導

(1) 適正処理の指導

産業廃棄物処理施設設置事業者及び（特別管理）産業廃棄物排出事業者に対し、「廃棄物処理は自己責任である」との認識を促す。立入検査の強化を図り、マニフェストの交付・受領、帳簿の保管遵守等、廃棄物処理法の基本精神の意識向上及び適正処理の指導を徹底して行なう。

(2) 減量化の推進

最終処分場の逼迫状況下において、産業廃棄物の多量排出事業所における廃棄物の減量化が重要課題となってくる。多量排出事業所に対し、減量化を目的とした生産過程の改革をより一層促し、緻密な処理計画の策定、実施状況の報告書の精査により、適切な指導を強化し、減量化のさらなる推進を目指す。

(3) PCB廃棄物保管事業者に対する指導

市内PCB廃棄物の完全処理を目指し、保管事業者に対する立入等監視を強化するとともにPCB廃棄物の紛失という事態の発生がないように、PCB特別措置法による届出や廃棄物処理法による保管基準等の認識強化に向け指導を徹底する。

2 産業廃棄物処理業者への指導

(1) 適正処理の指導

産業廃棄物の処理という重要課題を担う許可業者に対し、立入検査の強化を図り、廃棄物処理法に基づく届出や報告等についての指導、委託契約書やマニフェストの交付・保管についての指導を適切に行い、適正処理に向けてより一層の効果を上げる。

(2) 研修会等の実施

一般社団法人兵庫県産業資源循環協会への委託事業としての研修会等を通じ、廃棄物処理法の適正処理に係る処理業者としての自覚を促し、意識の高揚を図る。

3 建設廃棄物の再資源化等の指導

地球環境の保全という観点に立ち、建設リサイクル法の重要性を再認識し、法に基づく分別排出・適正処理等についての監視を建築部局と連携して行なうことにより、建設廃棄物の再資源化等の一層の推進を図る。

4 自動車リサイクル法に係る指導

登録・許可業者の更新に伴い立入り等を実施し、更新手続きを円滑に進める。今後も法の趣旨に照らし、基準違反が生じないよう指導・監視の強化を継続する。

5 不適正処理の防止対策

不法投棄等の不適正処理の撲滅に向け、関係行政機関及び警察との連携をより緊密に行い、指導・監視パトロールを強化する。同時に、市民等からの通報には迅速に対応することにより、行政と市民が一体となって不法投棄・野外焼却等の根絶を目指し、行政に対する信頼をより一層深めるように努める。また、廃棄物処理法による対応の他、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」及び「西宮市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」により、総合的な不適正処理対策に取り組む。

6 電子マニフェストの普及促進

環境省の取り組みに合わせ、電子マニフェストの使用について排出事業者・産業廃棄物処理業者等へ働きかけを行い、普及促進を図る。

[西宮市環境局環境事業部事業系廃棄物対策課]